明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務五二八）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（政治資金適正化委六〇）　三
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（法務五五六）　四
○国際連合安全保障理事会決議第千八百九十三号（コートジボワールに対する武器禁輸措置の期限等に関する決議）に関する件（外務五四二）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通一二三八～一二四二）　七
○航路標識に関する件
（海上保安庁三二三～三二八）　一三
○道路に関する件
（東北地方整備局一二八～一三四）　一三
○都市計画に関する件
（関東地方整備局三二五、三二六）　一三
○道路に関する件
（四国地方整備局一二八）　一三

〔国会事項〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）　一三

最低賃金の改正決定に関する公示
（山形労働局最低賃金公示二～五、茨城同二、新潟同二、石川同三～六、奈良同二～四、愛媛同六、高知同二、佐賀同四、大分同二～七、宮崎同四、五）　一三

〔人事異動〕

内閣　海上保安庁　一三

〔皇室事項〕

労　働　一三

〔官庁報告〕

閣議決定等事項　一三

日本と世界の天候（平成二十一年十月）
（速報）（気象庁）　一三

〔資　料〕

〔公　告〕

官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一三

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他
会社決算公告　一三

告示

○総務省告示第五百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十一年十一月二十五日

総務大臣　原口　一博

政治資金団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
財団法人国民政治協会	代表者の氏名	曽田　肇	新	旧	山口　信夫	二一、一〇、二七

○政治資金適正化委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十一年十一月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
二一六五	二一、一一、六	堂上　孝生
二一六六	二一、一一、六	中村しん吾
二一六七	二一、一一、六	木ノ下信二
二一六八	二一、一一、六	兼子　和伴
二一六九	二一、一一、六	正井　浩樹
二一七〇	二一、一一、六	杉浦　康晴
二一七一	二一、一一、六	齊藤　文弘
二一七二	二一、一一、六	松村　行雄
二一七三	二一、一一、六	多田　憲一
二一七四	二一、一一、六	古宮憲一郎
二一七五	二一、一一、六	清田　明弘
二一七六	二一、一一、六	新　定倣
二一七七	二一、一一、六	川辺　務
二一七八	二一、一一、六	大藤　淑子
二一七九	二一、一一、六	下條　俊幸
二一八〇	二一、一一、六	岩本　洋二
二一八一	二一、一一、六	高橋　威
二一八二	二一、一一、六	谷口　大介
二一八三	二一、一一、六	浦崎　貞治
二一八四	二一、一一、六	三國　敏彦
二一八五	二一、一一、六	中村康次郎
二一八六	二一、一一、六	宗形　清治
二一八七	二一、一一、六	大槻　礼子
二一八八	二一、一一、六	酒井　豊
二一八九	二一、一一、六	大西　朗子
二一九〇	二一、一一、六	大橋　眞
二一九一	二一、一一、六	沖中　恒彦
二一九二	二一、一一、六	岡本　倫明

○法務省告示第五百五十六号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の区長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十一年十二月十二日から効力を生ずる。

平成二十一年十一月二十五日

法務大臣　千葉　景子

大阪府大阪市都島区長
大阪府大阪市西区長
大阪府大阪市港区長
大阪府大阪市東淀川区長
大阪府大阪市住之江区長
大阪府大阪市平野区長
大阪府大阪市北区長
大阪府大阪市中央区長

○外務省告示第五百四十二号

平成二十一年十月二十九日、国際連合安全保障理事会において、コートジボワール情勢に関し、武器禁輸措置の期限を延長すること等を決定する次の決議が採択された。

平成二十一年十一月二十五日

外務大臣　岡田　克也

（訳文）

二千九年十月二十九日に安全保障理事会がその第六千二百九回会合において採択した決議第千八百九十三号（二千九年）

安全保障理事会は、

コートジボワールにおける情勢に関する従前の決議及び議長声明、特に決議第千八百四十二号（二千八年）及び第千八百八十号（二千九年）を想起し、

コートジボワールの主権、独立、領土保全及び統一に対する同理事会の強い支持を再確認し、また、善隣、不干渉及び地域協力の原則の重要性を想起し、